

2020年12月22日

県知事

仁坂吉伸様

2021年度和歌山県予算編成にあたっての申し入れ

日本共産党県議団
団長 奥村 規子
幹事長 高田 由一
楠本 文郎
杉山 俊雄

菅政権は発足3か月余りにして、早くも強権的な政治姿勢をあらわにしています。これまでも異論を強権で排斥してきた安倍・菅政権ですが、新政権により日本学術会議への人事介入という形でその矛先がついに科学者にまで向けられたことは極めて重大です。学問の自由を侵害するだけにとどまらず、日本社会全体に委縮をもたらし、言論・思想・良心の自由を侵害するものです。

また、新型コロナウイルス感染拡大の第3波による深刻な危機への菅政権の対応は、無為無策と逆行のほかありません。12月8日に決定された追加経済対策では、PCR等検査の抜本的拡大のための全額国費負担施策も、経営難に陥っている医療機関への減収補てんもなく、持続化給付金や家賃支援給付金など事業者への直接支援を打ち切るなど、国民が痛切に求めている緊急の対策が抜け落ちていきます。その一方で、感染を広げる「Go to」事業を延長し、「ポストコロナ」に向けた基金創設や国土強靱化の名による大型公共事業などに巨額の予算をつぎ込もうとしています。現在の感染拡大は、“菅政権による人災”と言わざるを得ません。

さらに、「自助」を強調する菅政権は、コロナ危機のもとでも75歳以上の医療費窓口負担を2割に引き上げる、血も涙もない政治を進めています。新自由主義のもとでの経済政策では、世界のカジノが破綻し行き詰まるなかでも、ギャンブルで金を吸いとり人の不幸を「成長戦略」と位置づけ、すでに時代遅れとなったIRを押し進めています。

国の悪政により、暮らしが悪化し民主主義が脅かされている今、和歌山県として憲法にもとづき県民のいのちと暮らし、安全・安心を守る姿勢が求められています。

2021年度予算編成にあたり、予算と事業が県民生活や雇用、中小企業や農林水産業、ゆきとどいた教育を支える役割を果たしていくものとなるよう強く要望し、日本共産党県議団から以下の点を申し入れます。

1) 県民のくらしを守るために

- 1、最低保障年金制度の確立。支給額の引き下げと支給開始年齢の引き上げを行なわないよう国に働きかけること。
- ②、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金、総合支援金はまだ対象者が増加している。期限の延長と、返済猶予期間を延長すること。
- 3、地方税回収機構はコンプライアンスを徹底し、早期に解消の期限をつけられたい。
- 4、多重債務者救済に向けた行政相談窓口の充実。県の多重債務対策協議会に関係支援団体、住民団体を参加させること。
- 5、コミュニティーバスや、デマンド型乗り合いタクシーの普及につとめること。
- 6、カジノ・IRをはじめとするギャンブル施設はつぐらなないこと。ギャンブル依存症対策は徹底すること。
- ⑦、コロナ禍による増加も懸念される自殺の原因を分析し、対策を強化すること。

2) 雇用の安定的な確保と拡大に向けて

- ①、新型コロナの影響による雇用調整助成金の特例措置、持続化給付金、休業支援金・給付金、家賃支援給付金は期限を設けず、コロナ禍収束まで継続するよう国に求めること。県の事業継続支援金や家賃支援金は、国制度への上乗せだけでなく、対象を大きく広げること。
- 2、最低賃金を全国一律1500円となるように国に働きかけること。
- ③、正規雇用した中小企業に県独自の助成金を支給する制度をつくること。
- 4、雇用の確保に全力をあげるよう県内経済団体への働きかけを強められたい。
- 5、介護離職をなくすための待遇改善をはかる取り組みをすすめること。
- 6、いわゆる「ブラック企業」対策に取り組むこと。労働局の協力もいただき、労働基準法、労働組合法の啓発をすすめること。
- 7、外国人労働者の人権を守る取り組みを強化されたい。

3) 中小商工業の発展のために

- 1、家族従業者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止するよう、国に働きかけること。
- 2、住宅耐震補強の対象拡大や助成を強化するとともに、空き家活用改修助成、住宅・店舗リフォーム助成制度など、地域における需要拡大と経済効果を発揮できるような施策をすすめること。
- 3、小規模な修繕工事や物品購入などを入札資格の登録要件を満たさない地元の零細業者にも発注できるように、「小規模事業者登録制度」を実施すること。
- 4、入札制度は、地元の建設業者の育成につながるものとするよう、見直しをはかること。

- 5、適正な労賃が確保されるよう、公契約条例を制定すること。下請けで適正な賃金・単価の支払いがされるよう、調査し、指導・監督を強化すること。
- 6、県発注の印刷物の入札は、適正な契約になるよう最低保証価格を設けること。

4) 農林水産業の振興のために

- 1、県内各地の「地産地消」の取り組みを奨励、援助すること。一部の地域で始められている、学校給食に地元産・国内産小麦を使用する取り組みを支援し、県内全域への普及を図ること。
 - 2、鳥獣害対策では、市町村をまたぐ広域的な調査・防護・捕獲の取組を推進されたい。
 - 3、農業後継者育成をすすめるため、就農支援センターの機能を充実されたい。
 - 4、CSF（豚熱）対策とクビアカツヤカミキリ対策に万全を期されたい。
 - 5、県産材活用を計画的にすすめること。（公共建築や河川土木、木製ガードレールなど）紀州材の家づくりなどの助成制度の拡充。
 - 6、集成材CLTの生産・利用について推進していくこと。
- ⑦、高病原性鳥インフルエンザの発生が頻発していることから、経営再開を支援するため、家畜防疫互助基金支援事業の積立金やその他の経費について県単独の支援制度をつくること。家畜保健衛生所の体制を強化すること。

5) 医療の充実、県民負担の軽減のために

- 1、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、感染が発生した地域ではこれまでの「点と線」の検査だけでなく「面の検査」を行い、無症状の感染者を発見・保護すること。
 - 2、医療機関、介護・福祉施設、保育関連施設、幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターの発生で高いリスクを負う施設で「社会的検査」を定期的に行うこと。
 - 3、今後の感染拡大に備え、医療機関へ配備した検査機器を十分活用するため県からの応援態勢を具体化されたい。また、必要な県保健所にPCR検査等の実施できる検査室の整備と機材の設置をされたい。臨時の人員体制も組まれたい。
 - 4、県が指定した診療・検査医療機関については市町村と情報共有すること。さらに、院内感染を防止するための取り組みへの十分な助成を行うとともに、経営への財政支援を行うこと。
- ⑤、精神疾患のある方が新型コロナに感染した場合の受け入れ病院の体制を拡充されたい。また、県としての支援体制を作られたい。
- 6、新型コロナ患者受け入れ施設だけでなく、受診・利用抑制などで収入減となったすべての医療機関・介護施設への減収補てんを国に求めるとともに、県独自の基準を設け支援すること。
 - 7、医療・介護従事者への特別勤務手当と慰労金の支給は、新型コロナ疑い患者に対応した場合も対象とすること。「新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者支援制度」は利用しやすいよう改善すること。

- ⑧、地域医療構想における病床削減を即時に停止し、方針を撤回すること。
- 9、医師・看護師・介護士の大幅増員と、保健師の増員など保健所の体制強化を行うこと。
- 10、重度心身障害者（児）医療助成については、65歳以上で新たに重度障害となった人、身障手帳3級（外来）も対象とすること。精神障害者2級・3級も対象に加えること。67歳以上の医療費を無料にすること。
- 11、後期高齢者医療広域連合に対し、保険料の引き上げと滞納者の差押をしないこと、市町村が行う人間ドッグの対象から75歳以上を外さないように働きかけること。健康審査項目を増やすこと。75歳以上の医療費窓口負担2割への引き上げをしないよう国に求めること。
- 12、予防接種は定期接種・任意接種とも公費負担を増やすこと。
- ⑬、無料低額診療の実施機関を増やし、保険薬局も適用されるよう国へ要望すること。
- 14、後期高齢者医療の特定健診の検査項目に、がん健診等を入れるなど内容を充実させること。
- 15、看護職員修学資金の対象に入学金や諸費用も含めるなど制度の拡充や、再就業を支援する体制の充実を図ること。公立・公的病院への院内保育所の設置、運営に県の補助制度をつくること。
- 16、県立医大の地域枠10人を継続すること。
- ⑰、有田医療圏、那賀医療圏の産科医師を確保すること。
- 18、橋本市民病院に乳腺外科の専門医を確保すること。
- 19、国立南和歌山医療センターの救急医療専門医を確保すること。
- 20、子どもの医療費助成制度の対象を高校卒業までとし、所得制限をなくすこと。
- 21、難病法に基づく医療費助成制度の対象を拡大するよう国に働きかけること。
- 22、肝炎対策基本法のさらなる充実を国に働きかけること。
- 23、精神医療については、救急医療体制を充実させ、特に紀南地方の医師確保を行い、合併症患者の受け入れ態勢を拡充すること。
- 24、原爆被爆者の健康実態状況を把握し、必要な施策や措置を講ずること。2世・3世への対策を充実させること。被爆者手帳申請においては、証人がいない場合も柔軟に対応すること。
- 25、67歳以上の医療費を無料にすること。

6) 介護・高齢者福祉、保健施策の拡充を

- 1、訪問介護が一定回数を超える特定健診を市町村の地域ケア会議で検証する際、介護サービス利用の抑制とならないように指導すること。
- ②、要介護1・2の人への介護給付切り捨てはやめるよう国に求めること。

- 3、介護の基盤整備の充実をすすめ、特別養護老人ホームの待機者解消のため特別養護老人ホームを増設し、入所者を要介護3以上に限定せず、必要な高齢者が誰でも利用できるように運用するよう市町村を指導すること。また、特別養護老人ホームへの特例入所を市町村や居宅介護支援事業所、特別養護老人ホームに周知徹底すること。
- 4、介護保険料軽減のため、国の負担割合を増やすことを国へ要望されたい。
- 5、介護報酬の大幅な引き上げ改定を国に求めるとともに、利用者負担につながらないよう配慮すること。
- 6、介護労働者の賃金を月5万円以上引き上げるために、事業所に対する補助制度を創設すること。
- 7、県単独の低所得者の介護保険料・利用料の減免制度をつくること。市町村が実施している減免制度に支援すること。低所得者の保険料負担軽減のために計画されていた国費投入を実施するよう求めること。
- 8、低所得者が個室型特養に入所できるように負担を減らすよう、社会福祉法人の減免実施の拡大を指導すること。
- 9、介護保険の保険料滞納により、サービスをうけられないなどのペナルティを実施しないこと。
- 10、介護タクシーに本人以外（家族・ヘルパー等）も状況に応じ乗車できるようにすること。
- 11、高齢者が居宅で生活しつづけられように設けられた高齢者居宅改修補助制度の対象を拡大し、バリアフリー化をはじめ利活用の促進をはかられたい。
- ⑫、保健師をはじめ保健所の職員を増やして、健康を守る機能を充実させ、乳幼児から高齢者までの保健予防活動を充実させること。精神相談員の増員、薬害対策の強化に努めること。環境衛生研究センターの体制を強化すること。
- 13、ケアマネ更新の研修費用負担を軽減し、主任研修は紀南地方でも行うこと。
- 14、介護施設の人員配置基準を引き上げるよう国に求めること。
- 15、ケアプランの有料化を行わないよう国に求めること。

7) 国民健康保険制度の充実のために

- 1、国民健康保険料・税を引き下げること。
- 2、国民健康保険の医療費に対する国庫負担を1兆円に引き上げるよう求め、国民健康保険料・税を引き上げない努力を続けること。
- 3、国保被保険者には被保険者証を届けることを原則とされたい
- 4、国保法44条にもとづく低所得者の窓口負担軽減を実施すること。
- 5、国保の特定健診の項目を増やし、費用負担は自治体とすること。

8) 障害者・児の安心のために

- ①、障害者総合福祉法の「骨格に関する提言」にもとづいた新法の制定を求めること。また負担軽減のため、応益負担撤廃、65歳以降の介護保険優先をやめること。介護保険支給量の上限を一律に設けて制限することなく、必要に応じて支給するよう指導すること。県独自に利用料を助成し、特に障害児保育の給食費については保育所なみになるよう助成すること。
- 2、グループホームの基盤整備として各圏域に設置目標をおき、建設費補助、改築費補助、公営住宅の提供などを県として積極的にすすめ、民間事業所のグループホーム開設要望をていねいに聞き取ること。市町村の相談員増員のための支援をされたい。緊急に入所対応しないといけないケースの場合、受ける施設の専門的スタッフの配置を行われたい。
- 3、障害児学校卒業後の就労対策など障害者の働く場の保障、賃金など労働条件の改善をはかるとともに、就労にかたよらず、重度の障害者の通所施設を保障すること。
- ④、新型コロナウイルスのため、通所の作業所などが閉所した際には、通所作業所とグループホーム双方に初日から日中支援加算を適用すること。
- 5、自治体での障害者の雇用を法令基準に増やすこと。遅れている知的障害者、精神障害者・発達障害者等の雇用を増やすこと。県内企業の障害者の雇用を促進すること。
- 6、作業所など授産施設の製品を公共団体で利用するなどの支援事業を増やすこと。仕事の研修を支援すること。
- 7、児童発達支援センターを増やし、保護者負担をなくすこと。職員の配置基準を子ども3人に対して1人となるよう改善すること。公立の発達支援センターを設置し待機児をなくすこと。
- 8、保育所の空室などで早期に療育が受けられるよう、関係機関に働きかけること。本当に支援が必要な子どもたちのために、療育手帳の交付基準を見直すこと。
- 9、障害児の放課後を保障する学童保育やデイサービスなどのとりくみを支援すること。民間で営利目的で行われる側面が弊害とならないように学童保育、デイサービスでの質的な向上を図るために県としても実態把握すること。重度心身障害者を対象にした通所施設を新宮市につくること。
- 10、市町村が実施する移動支援事業は介護給付にすること。また、国の財政保障をおこなうよう国に求められたい。
- 11、精神障害者をJR運賃の割引対象とするよう関係機関に働きかけること。
- 12、障害者支援施設等の新改築、備品購入などに対して十分な補助し、障害者支援施設を増やすこと。
- 13、点字図書給付事業の改善をすること。視覚障害者を点字図書館員として雇用すること。定率負担をなくすこと新聞雑誌を給付に加えること。大活字本、有料点字本の差額を保障すること。点字図書館へのアクセスを改善すること。
- 14、県・市から届けられる発行物を点字化・大活字化・録音化すること。
- 15、手話通訳者を養成し、聴覚障害者の参加する催し・企画には、県・聴覚障害者団体以外にも手話通訳者の派遣をすすめること。手話言語条例を生かして和歌山県として、

いつでもどこでもコミュニケーションを保障されるよう、手話通訳の機会を最大限保
称するよう取り組むこと。

- 16、県福祉バスは、要望に沿って活用できるように大幅に改善すること。福祉有償運行制
度の導入を推進すること。
- 17、ひきこもり者のための相談・居場所活動・ゆるやかに働ける場づくり等への県の支援
を強めること。
- 18、県道や公共施設における安全対策を充実させること。
- 19、無免許のあんま・マッサージ・指圧業者を取り締まること。また、保険治療が適正に
行われているか取り締まること。
- 20、重度心身障害児の通院の際のタクシー代を補助すること。
- 21、盲ろう者のためのサービス付き高齢者住宅を設置すること。また、民間による建設に
際して補助金を設けること。
- 22、盲ろう者の通訳者の養成及び派遣事業を拡充すること。
- 23、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度をつくること。
- 24、障害者総合スポーツ施設をつくること。スポーツ指導員の育成を図ること。
- 25、医療的ケアを必要とする人の学齢期後の生活充実のため、県独自の生活介助事業にお
ける常勤看護職員の配置を行うこと。また、短期入所施設を拡充すること。

9) 子育て支援の充実をはかる

- 1、保育所や幼稚園の効率化優先による統廃合計画を改め、公的保育を充実させるよう市
町村を指導すること。
 - 2、待機児童解消のため、保育士修学資金貸付制度の拡充など不足している保育士の処遇
を抜本的に改善し確保すること。
 - 3、長時間保育や産休明け保育、病時保育の充実をすすめ、県独自助成を拡充すること。
 - 4、第二子以降の育休を理由にした在園中の子どもの退所（育休退園）をなくすよう市町
村を指導すること。
 - 5、児童相談所への専門家の配置・充実をはかること。児童福祉司の配置基準を見直すよ
う国へ要望すること。
 - 6、子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、貧困対策を抜本的に強化すること。（×ここか
ら削除特にひとり親家庭への支援として、就学援助制度や給付制奨学金制度拡充など、
対策を強化すること。）
 - 7、すべての子ども食堂に運営費を補助すること。
 - 8、希望者全員が利用できる学童保育所を、小学校区単位で6年生まで入所できるよう増
やすこと。
- ⑨、紀州3人っこ施策の給食費実費負担への補助の対象を拡大すること。

- 10、国の保育料無償化による市町村負担増に対する支援を行うこと。
- 11、0～2歳児の保育料についても無料にするよう国に求めること。

10) 生存権を保障する生活保護行政のために

- 1、生活保護の基準引き上げ、高齢者加算の復活、夏季加算の新設を国に求めること。冬季加算、年末一時金、住宅扶助基準額引き下げを元に戻すこと。級地の引き上げを国に要望すること。
 - 2、申請から決定までの期間15日間を遵守されたい。保護申請から保護費支給までの生活資金を支給する制度をつくられたい。
 - 3、通院移送費は実情に応じて支給するよう改善をはかること。申請手続きを簡素化すること。医療扶助の一部であることを受給者に説明すること。
- ④、有資格ケースワーカーの人員配置を充実させること。

11) 住居の確保と居住環境の向上のために

- 1、県営住宅の戸数を増やすこと。
- 2、障害者、母子家庭むけなどの戸数拡大、必要性の高い人の優先入居制度の確立。

12) 県民を守る防災対策・安全対策、快適で安全な交通通信、県土づくりに向けて

- 1、障害者や高齢者などの福祉避難所の整備と一次避難所避難対策について強化されたい。
 - 2、熊野川の治水対策、汚濁問題の解決に尽力されたい。
- ③、すべての通学路の安全を点検し、交通量の多い道路には歩道をつけること。道路パトロールを充実し、危険箇所の改修を進めること。
- 4、大浦街道の歩道整備を早急に完成させること。

13) 地球・地域環境を守るために

- 1、第5次和歌山県環境基本計画の策定の中で、実質的な二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取り組みを盛られたい。
- 2、元住金埋め立て地へのLNG発電所の建設には反対すること。

14) 産業廃棄物および一般廃棄物処理について

- 1、製造者責任を明確にした容器包装リサイクル法の抜本改正を国に要求すること。プラスチックの回収・リサイクルをすすめ地球環境を守ること。
- 2、アスベスト廃棄の適切処理に精力的に取り組むこと。

15) 原発からの撤退を求め、自然エネルギー普及を大規模に拡大するために

- 1、自然エネルギーの普及開発をすすめること。原発再稼働には反対されたい。
- 2、大型太陽光・風力発電の建設では、森林伐採による災害の危険性を考慮し、住宅環境・自然環境を保全すること。太陽光発電条例制定に伴い要件緩和された林地開発許可制度の利害関係者同意書の扱いを元に戻すこと。
- 3、超大型の海南市・紀の川市、および有田川町の風力発電事業については、地元自治体や住民の懸念をふまえ認可しないこと。
- 4、風力発電の風車による低周波など人体への影響調査と対策を講じ、被害については業者とともに救済対策を行うこと。新たな発電計画については、暫定的な規制を行うこと。(例えば、2000kWの風力発電計画の場合、人家から2km離れていることを建設の条件にするなど)

16) どの子にもゆきとどいた教育を

- ①、新型コロナウイルス感染拡大で学校休業・再開となった場合には、「遅れへのあせり」から「授業の詰め込み」に走ることなく、子どものストレスに配慮した学習計画と学校運営を行うこと。
- 2、県単教員を措置し、30人学級を実現すること。
- 3、複式学級を解消すること。
- 4、定数内講師は「5年間で半減」の公約を死守し実現すること。
- 5、教員の長時間労働を解消するため、業務の大幅削減と教員増を実施すること。また、学校に変形労働時間制を導入しないこと。
- 6、県立高校の学区制は全県1区を解消し、元にもどすこと。
- 7、県立高校再編計画は、地域住民の声を聴き、一方的な学校統合をしないこと。
- 8、高校教育は無償とすること。給付制奨学金制度を拡充し、周知徹底をはかること。
- 9、教育を複線化する中高一貫校をこれ以上増やさず、廃止を含め検討すること。
- 10、高等学校での30人学級について国に要望すること。
- 11、特別支援学校のマンモス化解消をはかること。
- 12、支援学校高等部卒業後の専攻科を設置すること。盲ろう教育の紀南地方での拠点を整備すること。
- 13、多学年にまたがる支援学級を分割できるようにすること。小中の支援学級のクラス定員を8人から6人に減らすこと。
- 14、すべての小中学校で学校給食を実施すること。自校給食を維持・拡大する立場で、民営化・外注化をしないこと。民間委託は直営に戻すこと。
- 15、栄養教諭、栄養職員、調理員の増員をはかること。

- 16、「同和教育基本指針」はただちに廃止すること。
- 20、小中学校の統合は、住民の意思を尊重し一方的に実施しないよう指導すること。
- 21、学校の体育館の空調設備を促進するための支援をおこなうこと。高校の学生寮の各部屋に公費で空調設備を設置すること。
- 22、学校図書室に司書を配置し、図書館機能を拡充すること。
- ㊦、部活動を理由にした中学校通学区弾力化をおこなわないこと。小規模校でも子どもたちのスポーツ要求にこたえられるよう地域でのスポーツ施策をおこなうこと。行き過ぎた運動部活動を是正するよう指導すること。
- 24、いじめ、不登校、ひきこもり、発達障害対策を強め、学校ではスクールカウンセラー・担当の教員を配置し、保護者からの教育相談に責任をもって対応できる体制をつくること。不登校児の「居場所」「民間相談施設」への公的補助をおこなうこと。
- 25、国・県の「学力テスト」を中止すること。「過去問題」のおしつけなど、「学力テスト対策」のための画一的指導をおこなわないこと。
- 26、「日の丸」「君が代」を学校行事に押しつけないこと。
- 27、道徳教育のおしつけをおこなわないこと。
- 28、戦争、被爆体験を語りつぐこと。平和教育をすすめること。
- 29、アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患を「学校病」と指定するよう、国に求めること。食物アレルギーやアナフィラキシーへの対応について必要な条件整備を行うこと。
- 30、18歳選挙権にふさわしく、主権者としての自覚を促進する教育を行うこと。

17) 県民が文化・スポーツを楽しめるように

- ①、県立図書館の蔵書充実をはかること。定期刊行物もふくめて検索できるようにすること。
- 2、サッカーくじの廃止を国に求めること。スポーツ予算はサッカーくじに頼らず、国と自治体で確保すること。
- 3、障害児・者のためのスポーツ拠点を紀南地方につくること。

18) 県財政の健全化のために

- 1、「コスモパーク加太」にかかわる県民負担は最小にとどめるために努力すること。
- 2、県が所有する企業誘致用地の早期利活用をはかること。
- 3、紀淡連絡道路など無駄で無理な道路建設をやめ、生活道路の整備を優先すること。
- 4、国直轄工事の県負担金の廃止を国に求めること。
- 5、中小企業高度化資金の未償還金について、償還対策に万全をつくすこと。

19) ジェンダー平等の社会づくりをすすめること

- 1、男女の固定的な役割分担意識の解消を目指し、男女平等教育・研修等をさらに強めること。
- 2、性的マイノリティの人たちの人権と生活向上を図ること。
- 3、ハラスメント禁止を明確にした法整備を国に働きかけること。
- 4、あらゆる分野で女性がいきいきと力を発揮することができるジェンダー平等の社会実現にとりくむこと。
- 5、妊娠・出産・産前産後休業に対するマタニティハラスメントは労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されているものの、働く現場では退職を強要されるなどの実例が解消されていない。すべての事業所に対する周知徹底・啓発活動を強めること。
- ⑥、DVを許さず、被害者救済と保護、自立支援、DV防止策を強めること。そのための人的配置を充実すること。
- 7、選択制夫婦別姓の実現と同性婚を認める民法改正、世帯主制度の廃止を国に求めること。

20) 憲法をまもり平和と地方自治・住民自治の発展めざして

- 1、ドクターヘリや防災ヘリの安全運航のために、米軍機・自衛隊機の飛行ルートや飛行目的を情報提供するよう、米軍・防衛相に要請すること。
- 2、美浜町煙樹ヶ浜を自衛隊の水際地雷訓練場にしないこと。
- 3、銃を携行した自衛隊の行軍訓練をやめさせること。
- 4、自衛隊への就職適齢者の氏名や生年月日、性別、住所等の情報提供は、憲法が保障するプライバシー権や自己情報コントロール権の侵害、個人情報保護法・条例に触れることから、情報提供しないよう指導すること。
- 5、「部落差別解消法」に基づく同和対策事業の復活を行わないこと。
- 6、旧同和子ども会、隣保館、同和住宅など、同和を理由にした特別行政を廃止すること。
- 7、障害者、高齢者の選挙権を保障するため、郵便投票の対象を広げるよう国に求めるとともに、投票所増設、車イスでの記載台設置、移動投票所の実施を進めること。
- 8、政府がすすめる地方自治とは無縁の道州制に反対すること。関西広域連合でとりくむ事業については、県民の声をよく聞いて取り組むようにされたい。
- 9、マイナンバーの利用を強制しないこと。

2021年度予算について知事と意見交換したい事項

2020年12月17日

日本共産党和歌山県議団

1. 世界唯一の被爆国である日本の政府として核兵器禁止条約を批准するよう働きかけること。
2. ジェンダー平等社会を推進すること。女性差別撤廃条約の選択議定書の批准及び国内法の整備を国に求めること。全国2番目に低い和歌山県庁職員の管理職に占める女性の割合を高めること。
3. 新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者支援宿泊制度の利用対象を拡充すること。
4. 医療機関の病床再編を本格化する「地域医療構想」を含め、第7次保健医療計画を見直すこと。保健師を大幅に増やし、県民の安心につながる保健活動の向上に努めること。
5. 駅へのホームドア設置を関係機関と協力しすすめること。
6. 高校再編計画は、子どもや学校関係者はもとより広く住民の声を聴き、一方的に統廃合しないこと。
7. 再生可能エネルギーの増加は必要だが、大規模な案件については「立地条件と住民合意」を前提にすること。また、洋上風力発電についての現時点での見解を示されたい。
8. 防災上の観点から河川の流域治水が始まっているが、流域全体の流量を適切に把握するためにも、危機管理型の水位計を設置されたい。
9. 高病原性鳥インフルエンザの発生が頻発していることから、経営再開を支援するため、家畜防疫互助基金支援事業の積立金やその他の経費について県単独の支援制度をつくること。家畜保健衛生所の体制を強化すること。
10. 県立の博物館施設については、文化芸術の振興と収蔵品の適切な保管・活用ができるよう必要な予算措置をすること。県民が収集・保管している貴重な資料等についてもデータベース化し適切な保管ができるよう、県としても協力すること。

以上